

富里市国民健康保険税相当額特別返還金支給要綱について

①背景・経緯

平成22年7月6日最高裁判所において、遺族が年金形式で受給する生命保険金所得のうち相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないという判決が下されました。

これを受け、国税においては民法上の債権の消滅時効が10年であることから、平成12年分までの10年間を対象として平成17年分から平成21年分の所得税については、所得更正にて還付をし、平成12年分以降については特別還付金支給制度を創設して所得税相当額を返還しているところです。

この取り扱いの変更に伴い、富里市では個人住民税において、平成24年1月4日より、富里市個人住民税保険年金返還金支給要綱を制定し、地方税法で返還のできない年度分について、返還金の支給を行っているところです。

②概要

国民健康保険税においても、所得割の算出基礎となる所得について変更がなされる為、地方税法の規定により還付することができない5年を超える国民健康保険税相当額について、要綱を整備し返還するものです。

このことにより、納税者の不利益を救済し、円滑な行政運営と税務行政に対する信頼を確保することを目的とします。

◎対象人数

- ・ 個人住民税、 11月1日現在の申請者数、7名
- ・ 国民健康保険税 個人住民税申請者の内、申請該当年度において被保険者であるものの人数 6名

◎影響額 719,200円

③近隣の状況

- 成田市 返還する。
- 八街市 返還する。
- 佐倉市 返還しない。
- 印西市 対象者未確認のため、未定。
- 四街道 返還しない。
- 白井市 対象者未確認のため、未定。